

安全衛生行政施策（介護施設関係）について

令和6年8月21日
厚生労働省 安全衛生部安全課

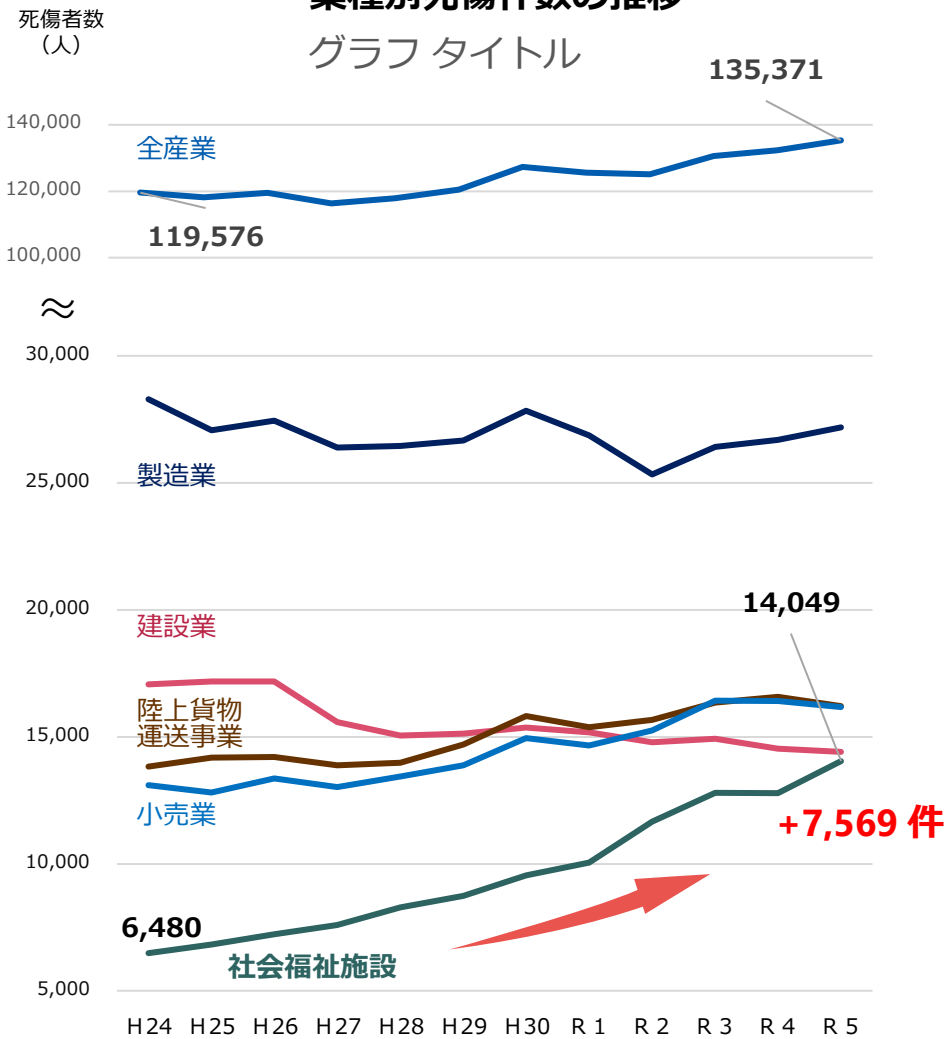
介護施設等で増加する労働災害について

介護施設等の労働災害の現状

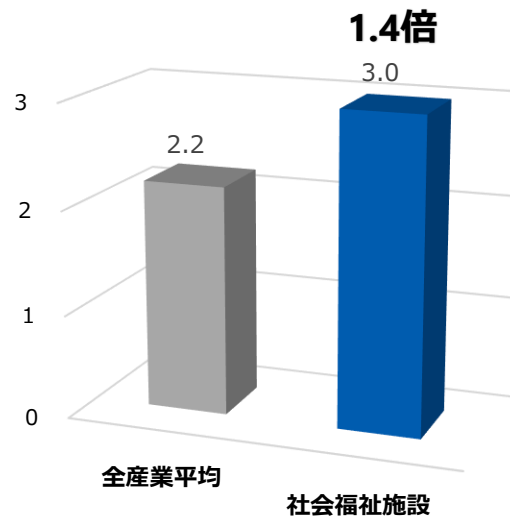
業種別死傷件数の推移

グラフ タイトル

135,371

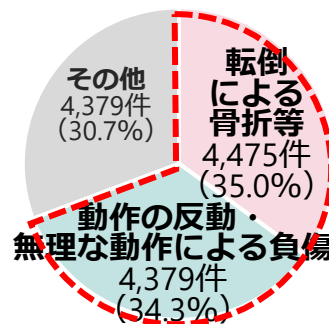


労働災害発生率（死傷年千人率）
(R5)



事故の型別死傷者数

(R4 : 社会福祉施設)



介護従事者の労働災害防止に取り組む意義

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の
処遇改善

多様な人材
の確保・育成

離職防止
定着促進
生産性向上

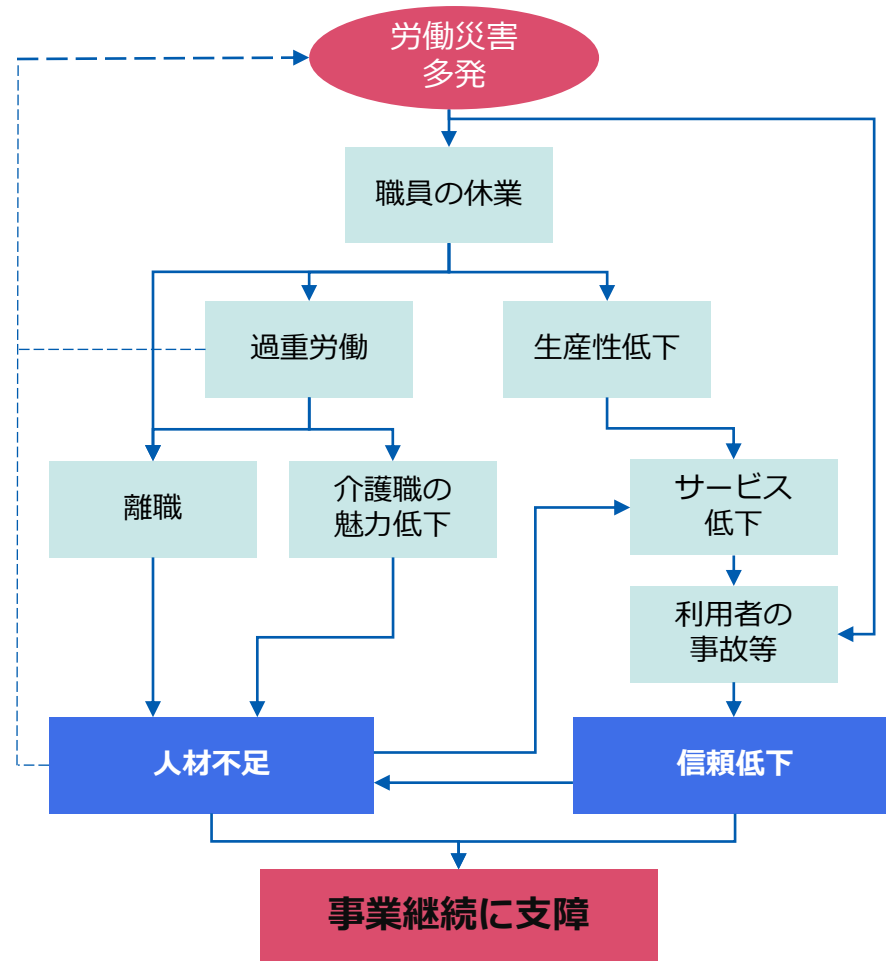
介護職
の魅力向上

外国人材の受
入れ環境整備

※上記内容は社会局・老健局資料「総合的な介護人材確保対策（主な取組）」で掲げる対策を列挙したものの。

介護従事者の労働災害防止は、介護業界が直面する様々な問題に直結する経営上の重要課題

- 人材不足（新規採用、離職防止、定着促進）への対応
- 利用者の災害（事故）、利用者を巻き込んだ災害（事故）の防止
- 働き方の質の向上による介護サービスの質の向上（生産性向上）



労働災害の防止対策

労働災害防止のために介護施設等に取り組んでいただきたいこと

※都道府県知事・市町村長宛にも介護事業者への周知指導を要請（別添）

● 労働者の転倒による骨折等の防止

- ・ 転倒の態様ごとに、転倒の原因とその対策を取りまとめたリーフレット（事業者用、労働者用）の活用

● 腰痛等、動作による身体の部位の負傷の予防

- ・ 「ノーリフトケア」の導入事例等を掲載した「腰痛を防ぐ職場の事例集」の活用



介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ❑ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
 - ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
 - ▶ 走らせない、急がせない仕組みづくり
- ❑ 通路の段差につまずいて転倒
 - ▶ 事業場内の通路の段差の解消（★）、「見える化」
 - ▶ 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- ❑ 設備、家具などに足を引っかけて転倒
 - ▶ 設備、家具等の角の「見える化」
- ❑ 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒
 - ▶ 介助の周辺動作のときも集まらせない
 - ▶ 介助のあとは「一呼吸置いて」から別の作業へ
- ❑ 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒
 - ▶ 適切な通路の設定
 - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ❑ コードなどにつまずいて転倒
 - ▶ 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ❑ 凍結した通路等で滑って転倒
 - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する（★）
- ❑ 浴室等の水場で滑って転倒
 - ▶ 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す（★）
 - ▶ 滑りにくい履き物を使用させる
 - ▶ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- ❑ こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒
 - ▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。（清掃中エリアの立入禁止、清掃後適切な状態を確認してから開始）
- ❑ 雨で濡れた通路等で滑って転倒
 - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 - ▶ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイタフレンドリー補助金」を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

職場で転倒して骨折（転倒災害）



社会福祉施設での転倒災害による平均休業日数（令和5年）

46.1日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- ▶ 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります
 - ✓ いますぐ「転びの予防 体カチェック」
 - ✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」
- ▶ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」



支援策①エイジフレンドリー補助金

■エイジフレンドリー補助金は、中小企業事業者に対し、高年齢労働者のための職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。

対象となる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。
 (1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している
 (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

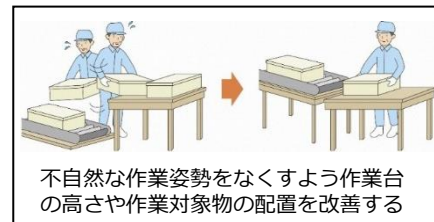
(3) 労働保険に加入している

補助金額

補助対象：
高年齢労働者のための職場環境改善等に要した経費

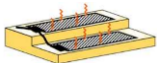



補助率：**1/2、3/4** (7ページ)
 上限額：**100万円** (消費税を含む)

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います(全ての申請者に交付されるものではありません)



令和6年度エイジフレンドリー補助金

「高齢労働者の労働災害防止対策」、「コラボヘルス等の労働者の健康保持増進」のための取組に加えて「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導」に対して補助（令和6年度）

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【新設】	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用していること（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(ア) 転倒・墜落災害防止対策</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策（交通事故防止対策）</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;">    </div>	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(オ) 「転倒防止」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(カ) 「腰痛予防」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施</div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(キ) 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(ク) 健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(コ) 栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置</div>
補助率	1 / 2	3 / 4	
上限	100万円		30万円

事業主健診情報が保険者に提供されていることが必要に

支援策② 中小規模事業場安全衛生サポート事業（中央労働災害防止協会）

費用は
無料です！



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和4年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその75%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「個別支援」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「集団支援」の2種類があります。

費用は無料です、是非ご利用ください。

*厚生労働省「職場のあんぜんサイト」(<https://anzaninfo.mhlw.go.jp/>) 参照

<個別支援>

！ 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、「安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)」(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。

費用 **費用は無料**

(厚生労働省の補助事業のため)

対象

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



1 現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

2 現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等) ～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墮落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的な方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

<集団支援>

！ 事業場(店舗)の方が集まる機会はありませんか。
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。

オンラインでも
対応します

企業系列協会の、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場(店舗)に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。

費用 **費用は無料**

(厚生労働省の補助事業のため)

対象

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。



1 みんなで学んで労災を防止！

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。2時間程度の研修会を開催いたします。

2 このようなテーマの研修や講習を実施します

1. ヒューマンエラーとその防止対策
2. 転倒災害防止対策の進め方
3. 職場巡視のチェックポイント
4. これから進める化学物質対策 (*1)
5. 事業者に求められる安全配慮義務
6. メンタルヘルス対策の進め方
7. はさまれ・巻き込まれ対策
8. 安全・安心のための5S活動
9. 職場の腰痛予防対策
10. 保護具の適切な使用方法 など
11. 職長の役割とは何か (*2)

*1 令和5年4月1日、令和6年4月1日に段階的に施行される「新たな化学物質管理規制」では、従来の「法令順守型」から、リスクアセスメント主体の「先取り型」の化学物質管理が事業者に求められています。

*2 安衛法により職長等に対する安全衛生教育が必要な対象業種が、食品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に拡大されました。(令和5年4月1日施行)

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 技術支援部 (〒108-0014 東京都港区芝5-35-2)

TEL: 03-3452-6366 / FAX: 03-5445-1774 / Eメール: gijutsu@jisha.or.jp

または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。

WEB: <https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> または

転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会（令和4年～）

- 第三次産業の労働災害は、特に**小売業**や**介護施設**等で増加が顕著であり、対策の見直しが課題。
 - その中でも、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった「行動災害」については、骨折や後遺症を伴う重大なものが散見され、災害発生には労働者の個人要因の影響も大きく、従来型の災害と同様の対策では十分な成果を挙げることができていない状況。
- ⇒ 関係者や有識者の参画を得て、転倒防止・腰痛予防対策の在り方及び具体的な対策の方針について、規制の見直しも念頭に置いた検討を行う

検討事項

- 具体的な転倒防止・腰痛予防対策の在り方について
- 転倒防止や腰痛予防のために必要な環境整備（規制の在り方も含む）について
- 転倒防止や腰痛予防に効果的な啓発の在り方について

これまでの検討結果（中間整理）

- 1 エビデンスに基づいた対策の推進**：転倒・腰痛等の予防対策の基礎となる課題やニーズを的確に把握
- 2 安全衛生教育の在り方、関係者の意識改革**：日常生活でも発生しうる転倒・腰痛等災害に職場の問題として労使が取り組むための動機付けのための方策
- 3 業種や業務の特性に応じた取組**：転倒・腰痛等の防止のための具体的な手法等を定め、労使による取組を促進
- 4 職場における対策の実施体制の強化**：必ずしも店舗や施設といった事業場単位で安全衛生管理を行う環境が整っていないこと等を踏まえた、実効ある安全衛生管理の確保
- 5 労働者の健康づくり等**：加齢による筋力低下や認知機能の低下、焦りや注意力の欠如等個々の労働者の心身の状況による影響への対処
- 6 中小企業等事業者への支援**：中小企業等事業者による労働者の高齢化に伴う身体機能の低下を補う設備・装置の導入等の支援

⇒一部事項は第14次労働災害防止計画に盛り込み済み